

新潟市中小企業生産性向上設備投資補助金

市内の製造業、新聞業、出版業の生産性向上に資する機械及び装置の設備投資を応援します。

補助対象者

市内の工場等(日本標準産業分類に掲げる製造業、新聞業、出版業に属する業の用に供する事業所)に設備投資を行う中小企業者*

※中小企業者とは、製造業の場合、「従業員300人以下」又は「資本金3億円以下」の会社又は個人

※建設業、卸売業、小売業(製造小売業を含む)等は対象になりません。

業種については、日本標準産業分類をご確認ください。(総務省統計局ホームページ http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/)

補助地域

新潟市全域

募集スケジュール

第一期：5月15日(火)～ 第二期：9月頃～ (予算の範囲内)

制度の概要

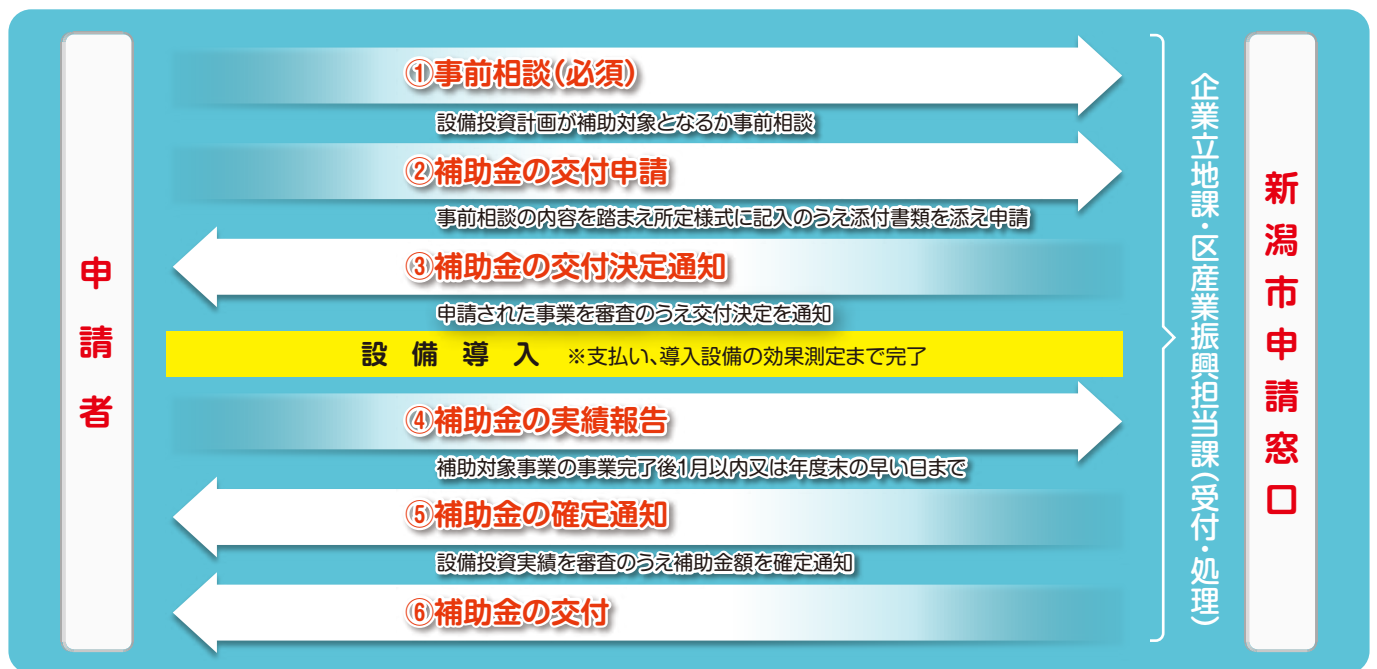
補助金限度額 ① + ② 500万円 (①基礎部分200万円+②加算部分300万円)

区分	対象要件	補助内容	
基礎部分 ①	「機械及び装置」の設備投資額160万円以上で、以下の項目のうち1項目以上に該当	設備投資額の10%を補助 (限度額200万円)	
	A 作業効率化：10%以上改善		D 省エネ効果：5%以上達成(燃費等)
	B 品質向上：歩留1%以上改善		E 賃上げ：1.5%以上達成
	C IoT設備の導入		
加算部分 ②	「機械及び装置」の設備投資額が2,000万円を超え、以下の項目のうち、企業規模により2～3項目以上に該当	設備投資額から2,000万円を控除した額の30%を補助 (限度額300万円)	
	(1) 中小・小規模製造業(従業員300人未満かつ資本金3億円未満)：2項目以上		
	(2) 中堅製造業 (従業員300人以上または資本金3億円以上)：項目J(必須)に加え、2項目以上		
	F 作業効率化：30%以上改善		I 省エネ効果：15%以上達成(燃費等)
G 品質向上：歩留3%以上改善	J 賃上げ：2.5%以上達成		
H IoT設備の導入			

事業期間

「機械及び装置」の発注前に事前相談・補助金交付申請を行い、交付決定後、発注、納品、請求、支払、運転を開始後、実績報告ののち補助金を交付。

申請にあたっては、事前相談が必須となります。



補助対象設備

以下の要件をすべて満たすもの

- 事業の用に直接供する法人税法施行令等(固定資産税の償却資産)の「機械及び装置(第2種)」に該当するもの
構築物(第1種)、車両及び運搬具など(第3~5種)、工具・器具及び備品(第6種)は対象になりません。
太陽光発電設備など事業の用(製造など事業の本来の目的)に直接供しないものは対象になりません。
- 新潟市工業振興条例助成金などの交付を受けようとする工場等ではないこと。
- 国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により補助金の交付を受けようとする同一の設備でないこと。

提出書類

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
設備取得の日の前日	(1) 事業計画書 (2) 取得予定の設備の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (3) 法人の登記事項証明書又は住民票 (4) 最新の決算書(写し)又は確定申告書(写し) (5) 交付要件に係る生産性向上指数の根拠となる数値がわかる信憑書類 (6) 対象設備設置予定箇所の写真	事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日	(1) 実績報告書 (2) 取得した設備の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (3) 取得した設備の納入日を明らかにする書類 (4) 取得した設備の保管状況を明らかにする書類 (5) 交付要件に係る生産性向上指数の根拠となる実績値の数値がわかる報告書類 (6) 設備を設置する事業所・工場等に勤務する従業員について、事業を終了した月と事業年度の前年度末の月の賃金額、雇用保険被保険者証番号、氏名等が確認できる資料(賃金台帳等) ※交付要件中、貸上げを選択した企業のみ (7) 取得した設備の設置後の写真

申請窓口 制度については、下記窓口にお問い合わせください。

新潟市役所	企業立地課	中央区学校町通1番町602番地1	025-226-1689
中央区役所	地域課	中央区西堀通6番町866番地	025-223-7054
北区役所	産業振興課	北区葛塚3197番地	025-387-1356
東区役所	地域課	東区下木戸1丁目4番1号	025-250-2170
江南区役所	産業振興課	江南区泉町3丁目4番5号	025-382-4809
秋葉区役所	産業振興課	秋葉区程島2009番地	0250-25-5689
南区役所	産業振興課	南区白根1235番地	025-372-6505
西区役所	農政商工課	西区寺尾東3丁目14番41号	025-264-7630
西蒲区役所	産業観光課	西蒲区巻甲2690番地1	0256-72-8454